

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		資格情報通知書による通知	
根 拠 法 令 及 び 条 項		国民健康保険法施行規則第7条の3	
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係	
審 査 基 準	関係条項		
	基 準 (未設定の場合はその理由)	(資格情報通知書による通知) 第七条の三 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主(当該世帯主及びその世帯に属する全ての被保険者が資格確認書の交付を受けているものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に対し、その世帯に属する被保険者(資格確認書の交付を受けているものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の資格に係る情報として、次に掲げる事項を書面(以下「資格情報通知書」という。)により通知しなければならない。 (1) 氏名 (2) 被保険者記号・番号及び保険者番号並びに通知者又は保険者の名称 (3) 国民健康保険の適用開始の年月日又は資格取得の年月日及び資格情報通知書の通知年月日 (4) 一部負担金の割合、有効期限及び発効期日(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者に係るものに限り、法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされている場合を除く。) (5) 法第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定により特別療養費を支給することとされている場合には、その旨	
	参 考 事 項		
	準	設定等年月日	令和7年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
	標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
設定等年月日		令和7年1月1日設定(令和 年 月 日最終変更)	